

宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金の交付等に関する取扱い

平成 24 年 1 月 16 日 宮城県農林水産部

1 目的

「宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金」の交付にあたって、宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金交付要綱(平成 23 年 10 月 26 日付け農園環第 620 号通知。平成 24 年 1 月 16 日改正。以下「緊急対策交付要綱」という。)で定めるもののほか、同要綱第 14 条の規定により交付等に関する必要事項を以下のとおり定める。

2 事業実施主体及び対象農業者の責務

- (1) 事業の実施にあたっては、事業実施主体のみならず、緊急対策交付要綱第 2 条第 2 項の (2) に定めるリースや資機材の供給及び貸付け等を受ける農業者（以下「対象農業者」という。）も含めて、緊急対策交付要綱や本取扱いの内容を順守し取組むものとする。
- (3) 本事業については、緊急対策交付要綱で定めるほか、東日本大震災農業生産対策交付金に係る関係要綱・要領等に基づき事務を取扱うものとし、事業実施主体及び対象農業者は、関係書類の整備、会計経理、処分の制限を受ける財産及び関係帳簿等について、適切に整備、管理を行うものとする。
- (4) 緊急対策交付要綱第 13 条第 3 項に係る本事業名等については、事業実施年度及び東日本大震災農業生産対策交付金事業の表示とし、併せて、公益財団法人ヤマト福祉財団から提供されるアクリルプレートまたはステッカーを助成対象となる施設、設備、機械等に表示するものとする。

3 補助事業財産等の管理と実績報告

- (1) 実績報告にあたっては、別途、交付申請書、交付決定通知書、議事録、見積書、契約書類、納品書、検収書、請求書、振込書、領収書等の書類について一体的に整備・保管するものとする。
- (2) 緊急対策交付要綱第 2 条第 2 項の (2) に定める事業に取り組む場合は、対象事業者毎の事業明細書（対象事業者名、事業費、導入機械施設等、自己負担額等）を整備・保管するものとする。
- (3) 緊急対策交付要綱第 2 条第 2 項の (2) に定める資機材の供給において、施設等の修繕・設置等のため部材として導入した資機材等については、導入した資機材を利用し、修繕・設置等を確実に実施するものとする。

4 その他

- (1) この補助事業の一部は、公益財団法人ヤマト福祉財団の「東日本大震災生活・産業基盤復興再生募金」助成事業からの助成金を受けて実施する。
- (2) 補助事業の実施効果等を確認するため、公益財団法人ヤマト福祉財団による現地確認を実施する。